

令和7年度
大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

令和7（2025）年4月
大阪府

目次

1 意義・目的		1
2 対象とする範囲		1
3 基本原則		2
4 定義		3
5 実施手順		3
6 2段階判断基準設定品目		4
7 適合基準の考え方		5
8 その他		6
9 参考となる環境ラベル一覧		7

＜分野ごとの判断基準＞

共通 原材料に鉄鋼が使用された物品		8	分野 12 照明		36
分野 1 紙類		9	分野 13 自動車等		38
分野 2 納入印刷物		12	分野 14 消火器		39
分野 3 文具類		14	分野 15 制服・作業服等		40
分野 4 オフィス家具等		21	分野 16 インテリア・寝装寝具		42
分野 5 画像機器等		22	分野 17 作業手袋		45
分野 6 電子計算機等		25	分野 18 その他繊維品		46
分野 7 オフィス機器等		27	分野 19 設備		48
分野 8 携帯電話等		29	分野 20 災害備蓄用品		52
分野 9 家電製品		31	分野 21 公共工事	※ Ⅱ 公共工事編 参照	
分野 10 エアコンディショナー等		33	分野 22 役務（委託業務、電気等）	※ Ⅲ 役務編 参照	
分野 11 温水器等		34	分野 23 ごみ袋等		55

1 意義・目的

世界的に危機的状況にある気候変動をはじめ、資源・廃棄物制約、生物多様性、海洋プラスチックごみ問題、有害物質等による環境リスクなどの様々な環境課題は、資源・エネルギーの大量消費、大量廃棄を前提とした経済社会システムに大きな原因があり、その在り方を環境負荷の少ない持続可能なものに変えていくことが不可欠です。大都市である大阪においてこの取組は特に重要であり、地域の取組をけん引すべき地方公共団体であると同時に大規模事業者でもある大阪府は、環境負荷のできるだけ少ない物品等を優先的に購入する「グリーン購入」に取り組むことにより、環境配慮物品等の市場の形成および技術開発を促し、事業者や府民へのグリーン購入の普及を図っていく必要があります。

このことを踏まえ大阪府は、以下の位置づけとして「大阪府グリーン調達方針」を定め、グリーン購入やリサイクル製品の調達、環境配慮契約の推進を図ります。

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第 10 条第 1 項に基づく環境物品等の調達の推進方針
- ・「大阪府循環型社会形成推進条例」第 13 条第 2 項に基づく、大阪府認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進方針
- ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）第 11 条第 1 項に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の推進方針

2 対象とする範囲

本調達方針の対象とする範囲は、大阪府の全ての機関（令和 4 年度以降に府の公の施設の指定管理業務を開始するものを含む。）が行う原材料、部品、製品などの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達とします。

※「Ⅰ 物品編」では、公共工事と役務を除くものについて記載します。

物品等の調達には、次のものが該当します。

- ① 売買契約に基づく物品等の**購入**
- ② 賃貸借契約（リース契約・レンタル契約）に基づく物品等の**借入れ**
- ③ **物品等の継続的使用を伴うサービス提供契約**
（例：複写サービス契約によるコピー機の使用、業務委託契約等による送迎用自動車やスクールバスの使用）
- ④ **委託業務**において購入される物品または作成される印刷物等

3 基本原則

われわれの経済活動においては、地球の貴重な財産である資源やエネルギーを消費していることを認識し、物品等の調達に当たっては、次の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達に努めます。また、海洋プラスチック問題の解決に向けたプラスチックごみの削減や、持続的な森林整備の促進に資する間伐材の利用促進にも、大阪府が率先して取り組めます。

なお、この方針に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加や買い替えをもたらすことのないよう配慮するとともに、環境配慮契約の締結の際には、中小事業者が不利にならないようにする等、公正な競争の確保に留意します。

環境物品等に関する情報については、第三者機関が認証する「環境ラベル」（エコマーク、グリーンマーク、間伐材マーク、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ等）等を目安とするとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセットラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、製造者や販売者から提供される情報を参考とします。

（１） 物品の製造や廃棄の段階では環境への負荷が大きいことを踏まえ、調達に当たっては、修理等により長期間使用できるものを優先する。

（２） 物品等の調達に当たっては、製造、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷の小さいものとする。

① 製造段階	② 使用段階	③ 廃棄段階
◆環境や健康に有害な材料を使用していないこと ◆環境や健康に有害な物質を排出しないこと ◆再生材料を使用していること ◆可能な限り資源の使用を最小限にするよう努めていること ◆間伐材や使用済部品など資源を有効利用していること ◆再生しやすい材料や部品、設計となっていること	◆環境や健康に有害な物質を排出しないこと ◆資源やエネルギーの消費が少ないこと ◆修繕や部品等の交換・詰め替えができること ◆梱包や包装が簡易であり、特にプラスチックごみの発生を抑制すること	◆リサイクルしやすい素材を使用していること ◆素材ごとに分別しやすい設計であること ◆回収・リサイクルシステムが整備されていること ◆廃棄するときに環境や健康に有害な物質を排出しないこと

（３） 物品等の輸配送の段階では、環境負荷の低減に配慮する。

4 定義

判断基準	調達にあたり、 必ず適合させるべき基準（環境物品等の要件） です。 判断基準に適合した物品等の調達状況（適合率等）について目標を定めています。
基準値 1	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
配慮事項	環境物品等を調達するに当たって 配慮することが望ましい事項 です。調達者の判断により、物品等の要件に追加することができます。 なお、本調達方針においては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」と同等の事項については記載を省略しています。
〔 〕が付された品目	物品調達システムにおける用品名 であることを示します。
★が付された品目等	大阪府独自の品目または基準等 であることを示します。

5 実施手順（※Ⅱ公共工事編、Ⅲ役務編についても同様の手順により実施する）

1	調達が必要かどうか（既存物品等で対応できないか、シェアリングや代替策はないか等）検討し、本当に必要なもののみ調達します。
2	大阪府グリーン調達方針の対象品目等に該当するかどうか確認します。 ☐ 物品等 → 本調達方針のⅠ 物品編を参照 ☐ 公共工事 → 本調達方針のⅡ 公共工事編を参照 ☐ 役務（委託業務、電気等） → 本調達方針のⅢ 役務編を参照 ☐ 対象品目等に該当しない → p2の「3 基本原則」に従った調達に努めます。 ☐ 大阪府認定リサイクル製品に仕様を満たす物品がある → その調達に留意します。
3	本調達方針（物品編）の判断基準を満たすよう、入札仕様や見積依頼の仕様（要件）に指定します。 特に、基準値 1と基準値 2の2段階判断基準が設定されている品目は、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り基準値 1により調達します。 （2段階判断基準設定品目は次ページ参照） 仕様書 記載例 ＜物品調達の場合＞ 大阪府グリーン調達方針に適合すること。 ＜物品購入・提供を伴う委託業務の場合＞ 業務に伴う購入物品（提供物品）は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。 ＜印刷物の納入を伴う委託業務の場合＞ 業務に伴う納入印刷物は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

	具体的な製品を指定して調達する場合は、エコマーク等の認証や、業界団体情報等により、判断基準を満たすものを指定します。契約局の一括購入物品は、判断基準を満たしています。 判断基準及び配慮事項の詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を参照します。なお、本調達方針の中で表●、備考●という表現があるものは、国の基本方針の当該箇所を参照してください。 ＜環境物品等の調達の推進に関する基本方針＞ https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html 分野別・品目別の詳細な解説については、令和7年2月に国が公表した「グリーン購入の調達者の手引き」を参照してください。 ＜グリーン購入の調達者の手引き＞ https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html
4	本調達方針（物品編）の 配慮事項 を確認し、 入札仕様や見積依頼の仕様（要件）に追加できる事項がないか検討し、可能な場合は条件に指定 します。
5	物品等の輸送・配送にあたり、以下を確認します。 ☐ 「大阪府グリーン配送実施要綱」の条件を指定します。 ＜大阪府グリーン配送＞ https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/haigasus/green_index.html
6	調達の結果（判定基準への適合状況と数量、非適合の場合の改善方針）は、 府庁環境マネジメントシステム の記録様式「ふちようエコ課計簿」に 記録 します。

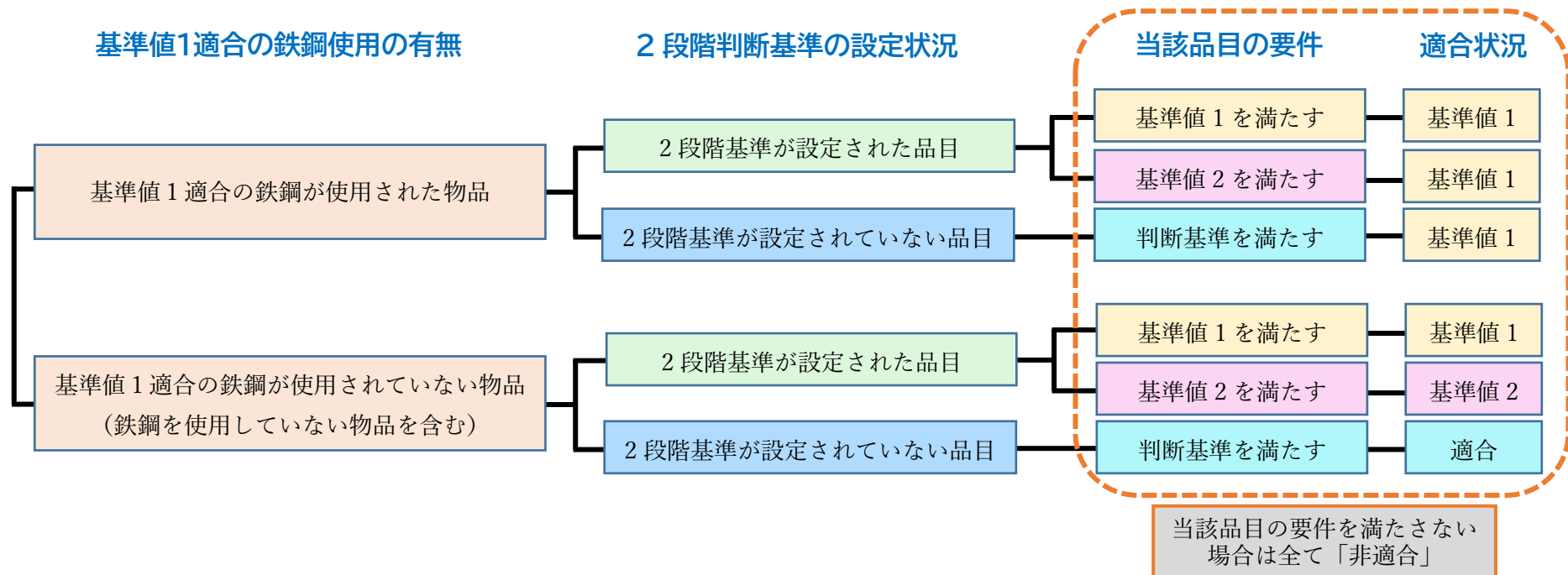
6 2段階判断基準設定品目（基準値1・2の詳細は各品目の判定基準等参照）

分野		対象品目
－	共通	原材料に鉄鋼が使用された物品
2	納入印刷物	紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等あらゆる印刷物（デザイン上、意匠者から特に指定がある場合を除く） ※封筒、タックラベルなど他の品目として調達する場合及び賞状、認定証、納入通知書、名刺、名札カードは対象外
5	画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機
9	家電製品	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫
10	エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー
11	温水器等	ガス温水機器、石油温水機器
12	照明	LED 照明器具（つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯が対象） ※国の基本方針の基準値2は大阪府では採用していないため非適合
13	自動車等	乗用車用タイヤ

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（I 物品編）

分野		対象品目
16	インテリア・寝装寝具	タイルカーペット
19	設備	太陽熱利用システム
20	災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水
22	役務	食堂

7 適合基準の考え方



8 その他

（１）推進体制、実績公表

本調達方針の推進に関する体制は、庁内の環境マネジメントシステムの体制などを活用することとし、庁内環境総括責任者は各部局において本調達方針を徹底し、所属長は各所属において職員への情報提供等により本調達方針の確実な運用を図るものとします。

数値目標を定めた物品等の調達実績及び環境に配慮した契約の締結実績は、毎年度、その概要をとりまとめ、ホームページ等により公表します。

（２）調達時の留意点

必要とされる機能や性能等を有する物品で、本調達方針の「判断基準」を満たす物品が市場にない場合等、「判断基準」を満たす物品の調達が困難と思われる場合や環境に配慮した契約の推進が困難な場合には、脱炭素・エネルギー政策課（内線 2691）までお問い合わせください。

9 参考となる環境ラベル一覧

環境ラベル等	制度の運営主体	内容
	大阪府	＜大阪府リサイクル製品認定マーク＞ 大阪府循環型社会形成推進条例に基づき大阪府が運用する「大阪府リサイクル製品認定制度」により認定された製品につけられるマーク。
	（公財）日本環境協会	＜エコマーク＞ 様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。
		＜グリーン購入法適合マーク＞ グリーン購入法第6条に定められた特調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。
		＜コピー用紙・印刷用紙の総合評価値＞ 古紙配合率や森林認証材・間伐材パルプの利用割合等の個別の評価項目を数値化することで、総合的に環境負荷の低さを数値で表した指標。
	（一社）日本印刷産業連合会	＜グリーンプリンティング認定制度＞ グリーンプリンティング認定工場が製造し、用紙、インキ、製本・表面加工方法等が環境配慮基準を満たした印刷製品に、グリーンプリンティングマーク（環境ラベル）を表示できる制度。
	印刷インキ工業連合会	＜NLマーク＞ 印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに表示されるマーク。
	（一社）日本WPA	＜バタフライロゴ＞ 日本WPA（日本水なし印刷協会）の会員が使用できるマーク。バタフライロゴを使用できる製品（印刷物）は水なしオセットされたものに限る。
	（一社）日本オフィス家具協会	＜JOIFAマーク＞ グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。
	経済産業省	＜国際エネルギースタープログラムマーク＞ パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。
	経済産業省	＜省エネラベル＞ 省エネ法により定められた省エネ基準を達成している製品には緑色のマーク、達成していない製品には橙色のマークを表示。
	日本産業標準調査会	＜JISマーク＞ 産業標準化法第30条第1項などに基づき、国に登録された機関から認証を受けた事業者だけが、認証を受けた鋳工業品等に対して表示することができるマーク。

環境ラベル等	制度の運営主体	内容
	（一社）電気通信事業者協会	＜モバイルリサイクルネットワーク＞ 会員企業は、使用済みの携帯電話等の端末の回収・再資源化をしている。
	経済産業省	＜統一省エネラベル＞ 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。
	経済産業省	＜ノンフロンマーク＞ 統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。
	（一社）日本自動車タイヤ協会	＜低燃費タイヤ統一ラベル＞ 転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記している。
	日本被服工業組合連合会	＜エコ・ユニフォームマーク＞ グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に表示されるマーク。
	（公財）PETボトルリサイクル推進協議会	＜PETボトルリサイクルマーク＞ 使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。
	全日本ベッド工業会	＜フレーム環境マーク＞ 環境と安全に配慮した環境協に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。
	全日本ベッド工業会	＜衛生マットレスマーク＞ 全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」をクリアしたマットレスにのみ付けられているマーク。
	日本ウィンドウ・フィルム工業会	＜日本ウィンドウ・フィルム工業会エコラベル＞ グリーン購入法における基本方針にある日射調整フィルムの判断の基準を満たした製品に表示されるマーク。
	（一社）日本有機資源協会	＜バイオマスマーク＞ バイオマスマークは生物由来の資源（バイオマス）を活用し、品質及び安全性が関連する法規、基準、規格等に適合している環境商品に表示されるマーク。
	日本バイオプラスチック協会	＜バイオマスプラマーク＞ 植物等の由来物質をプラスチック構成成分として、所定量含むバイオマスプラスチック製品に表示されるマーク。

共通の判断基準

数値目標 ： 設定なし

以下のとおり共通の判断の基準を設定し、個別の対象品目の判断の基準と合わせて適用する。

<判断基準>

対象	判断基準
原材料に鉄鋼が使用された物品 ※製造事業者において当該基準値 1 を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合は適用しない。	基準値 1 は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 ①削減実績量が付されていること。 ②原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。

分野1 紙類

数値目標：〔適合率〕100%（A4 換算枚数）

<判断基準>

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：紙類」も参照すること	判断基準となるラベル等
情報用紙	コピー用紙〔PPC用紙〕	①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 ★④①の総合評価値の備考5の算定式の y_1（古紙パルプ配合率に係る評価値）が80未満である場合にあっては、同算定式の x_3（間伐材等パルプ利用割合：％）がバージンパルプ利用割合（％）の半分以上であること、もしくは当該製品のバージンパルプ利用割合の半分以上に相当する間伐材パルプを同一製紙メーカーまたは一定の企業グループにおいて当該製品を納入3か年度以内に製紙原料として利用することを約している製品であること（算定は小数点第二位を四捨五入した数値による）。 ★備考 判断の基準④への適合については、府が定める事前確認要綱に基づき、判断の基準④への適合を確認した製品（製造者名および商品名）について、以下のウェブサイトにて公表している。 <大阪府グリーン調達方針> https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html	◆総合評価値が80以上、またはエコマーク認定品は判断基準の①～③に適合しています。 総合評価値 80 - 古紙パルプ配合率 : 〇% △ - 森林認証材パルプ利用割合 : 〇% △ - 間伐材パルプ利用割合 : 〇% △ - その他の持続可能性を評価したパルプ利用割合 : 〇% △ - 白色度 : 〇% △ - 坪量 : 〇%ref △ 【※報告先】 http://www.osaka-paper.co.jp/kyouka  ◆判断基準④への適合製品は、事前確認制度（左欄★備考参照）における確認結果情報を参照してください。 ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 
	フォーム用紙（コンピュータ連続用紙）	①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：紙類」も参照すること	判断基準となるラベル等
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	①古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③塗工量が両面で 20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g/m²とする。	
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 塗工されていないものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び白色度を備考 6 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 イ. 塗工されているものにあつては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ配合率及び塗工量を備考 6 の算定式により総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 ②古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ及びその他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ以外のパルプを原料として使用しないこと。 ③バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
衛生用紙	トイレットペーパー（シングル・芯無）ソフト ティッシュペーパー	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率 100%であること。 ★②大阪府認定リサイクル製品として認定されていること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 
府独自	★色上質紙（PPC カラー用紙）	①古紙パルプ配合率 100%であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は原料の原木が、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたバージンパルプに置き換えてもよい。 ②塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m²以下であること。	
	★端末用用紙	○古紙パルプ配合率 70%以上であること。バージンパルプが使用される場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域にお	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：紙類」も参照すること	判断基準となるラベル等
	〔高速プリンタ用上質紙〕	ける森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	★〔更紙〕	○古紙パルプ配合率 70%以上であること。	
	★〔白表紙〕	○古紙パルプ配合率 100%であること。ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は原料の原木が、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたバージンパルプに置き換えてもよい。	
	★〔文書保存箱〕	○古紙パルプ配合率 80%以上であること。	

＜配慮事項＞ 府独自品目については以下。

色上質紙、更紙、白表紙、文書保存箱	基本方針の「コピー用紙」の配慮事項の②、③
端末用用紙	同 ①、②、③

分野2 納入印刷物

数値目標：〔基準値1〕100%（A4換算枚数）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：役務（印刷）」も参照すること	判断基準となるラベル等
紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等あらゆる印刷物 （デザイン上、意匠者から特に指定がある場合を除く） ※封筒、タックラベルなど他の品目として調達する場合及び賞状、認定証、納入通知書、名刺、名札カードは対象外。	<共通事項> ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の①から④の要件をそれぞれ満たすこと。 ①印刷・情報用紙に係る判断基準（「紙類」参照。）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ②表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。 ③表1に基づき印刷物へリサイクル適性を表示すること。 ただし「リサイクル適性はAランクとすること。」と委託仕様に指定し、これに適合した納品がなされる場合は、本表示を省略できるものとする。 ④印刷の各工程において、表2に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 ⑤次のいずれかの要件を満たした事業者又は印刷物であること。 ア. 環境マネジメントシステムの認証を取得している事業者であること。 イ. 環境報告書等を作成・公表している事業者であること。 ウ. 印刷物の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 エ. ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた印刷物であること。 オ. グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定を取得している事業者（工場等）であること。 <個別事項> ①オフセット印刷 ア. バイオマスを含むインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。	◆エコマーク認定品は基準値2適合品です。  ◆グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。  ◆NLマークは、インキの化学安全性の基準を満たしています。  ◆バタフライロゴは、水なしオフセット印刷で印刷した印刷物に記載できるマークです。 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

	イ. インキの化学安全性が確認されていること。 ②デジタル印刷 ア. 電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。 イ. 電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 【配慮事項】 ★再生紙の使用を周知・啓発するため、刊行物へ3 R 活動推進フォーラムの「再生紙使用マーク（Rマーク）」を印刷するよう努める。	再生紙使用マーク表示例  古紙パルプ配合率100%再生紙を使用
--	--	--

分野3 文具類

数値目標：〔適合率〕100%（金額）

<文具類共通の判断基準>

○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。

- ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。
- ②金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適正になされたものであること。
- ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア. 紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が50%以上であること。
 - イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。
 - ア. 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること。
 - イ. 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く。
- ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

注）<文具類の品目及び個別判断基準>の表に定める品目については、共通して上記の判断基準を適用し、数値目標の対象とする。

ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であつて、個別の品目について判断基準（●印）を定めているものについては、上記の判断基準に代えてこれを適用する。

また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所の上に上記の判断基準を適用する。

なお、<文具類の品目及び個別判断基準>の表に定められていない品目については、数値目標の対象外とするが、上記の判断基準を満足する物品を調達するよう努めるものとする。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

<文具類の品目及び個別判断基準>

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：文具類」も参照すること	判断基準となるラベル等
筆記具	シャープペンシル〔シャープペン〕		◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 （ファイル、バインダー、定規〔直線定規〕、マグネット〔バー〕） 
	シャープペンシル替芯〔シャープペン用替芯〕	※判断基準は容器に適用	
	ボールペン〔ボールペン、水性ボールペン〕	●文具類共通の判断基準を満たすこと、かつ、芯が交換できること。	
	マーキングペン〔油性マーカー、水性サインペン、蛍光ペン、ホワイトボード用マーカー〕		
	鉛筆〔鉛筆〕		
印章・スタンプ台	スタンプ台〔スタンプ台〕	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	朱肉〔朱肉〕		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印		
	回転ゴム印		
一般事務用品	定規〔直線定規〕		
	トレー		
	消しゴム〔消ゴム〕	※判断基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用	
	ステープラー（汎用型）〔ステープラ〕 ※JIS S 6036 の 2 に規定する「ステープラつづり針」の種類 10 号を使用するハンディタイプのものをいう。	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（機構部分を除く。）。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	ステープラー（汎用型以外） ※ステープラー（汎用型）以外のものをいい、針を用いない方式のものを含む。		
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ（本体）	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること（消耗部分を除く。）。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、	
	事務用修正具（テープ）〔修正テープ〕		

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：文具類」も参照すること	判断基準となるラベル等
		プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 （ファイル、バインダー、定規〔直線定規〕、マグネット〔バー〕） 
	事務用修正具（液状） 〔修正液〕	※判断基準は容器に適用	
	クラフトテープ 〔紙テープ〕	●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む） 〔布テープ〕	●テープ基材（ラミネート層を除くことができる。）については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
	両面粘着紙テープ 〔両面テープ〕	●テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	製本テープ	※判断基準はテープ基材に適用	
	ブックスタンド	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	ペンスタンド		
	クリップケース		
	はさみ〔はさみ〕		
	マグネット（玉、バー）		
	テープカッター		
	パンチ（手動）		
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		
	紙めくりクリーム	※判断基準は容器に適用	
	鉛筆削（手動）		
	OA クリーナー（ウェットタイプ）	※判断基準は容器に適用 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用され	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：文具類」も参照すること	判断基準となるラベル等
		ていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。（ファイル、バインダー、定規〔直線定規〕、マグネット〔バー〕） 
	OA クリーナー（液タイプ）	※判断基準は容器に適用	
	ダストブロー 〔エアクリーナー〕	●フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。 ※「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断基準において使用できる物質は二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロレフィン（HFO1234ze）等。	
	レターケース		
	メディアケース （CD、DVD、BD 用）	●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ②CD、DVD 及び BD 用にあっては、厚さ5mm 程度以下のスリムタイプケース、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
	マウスパッド		
	OA フィルター（枠あり）	●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断基準を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されていること。	
	丸刃式紙裁断機		
	カッターナイフ〔カッターナイフ〕		
	カッティングマット		
	デスクマット		
	OHP フィルム	●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。 ②インクジェット用のものにあっては、上記①の要件を満たすこと、又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
絵画用品	絵筆	●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	絵の具	※判断基準は容器に適用	
	墨汁	※判断基準は容器に適用	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：文具類」も参照 すること	判断基準となるラベル等
事務用のり	のり（液状）※補充用を含む 〔合成のり〕	※判断基準は容器に適用	◆エコマーク認定品 は適合品です。  ◆大阪府認定リサ イクル製品あり。 （ファイル、バインダー、 定規〔直線定規〕、 マグネット〔バー〕） 
	のり（澱粉のり）※補充用を 含む		
	のり（固形）※補充用を含む	※判断基準は容器・ケースに適用	
	のり（テープ）		
ファイル・バ インダー類	ファイル 〔フラットファイル、クリアーファ イル、パイプファイル、Dリングファ イル、パンチレスファイル、クリアーホ ルダー、綴込表紙、用箋挟、丸 筒〕	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材 等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合 にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関す る法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパ ルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバー ジンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。	
	バインダー ※MP バインダー、リングバインダ ー等をいう。	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ 及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパ ルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された 国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。た だし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林 地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外 の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	ファイリング用品 〔クリアーファイル用透明ポケット〕 ※ファイル又はバインダーに補充して用 いる背見出し、ポケット及び仕切紙を いう。		
	アルバム（台紙を含む）		
	つづりひも 〔とじひも〕	●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間 伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用さ れる場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域にお ける森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造され たバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により 製造されたバージンパルプには適用しない。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以 上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使 用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重 量の35%以上使用されていること。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：文具類」も参照すること	判断基準となるラベル等
		③上記①又は②以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	◆エコマーク認定品 は適合品です。 
紙製品	カードケース		
	事務用封筒（紙製） 〔封筒〕	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 40％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	窓付き封筒（紙製） 〔納入通知書用窓あき封筒〕	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 40％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率の判断基準を窓部分には適用しない。） ●窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40％以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
	けい紙	●古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70％以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	
	起案用紙		
	ノート 〔大学ノート〕		
	パンチラベル		
	タックラベル	●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が 70％以上であること（粘着部分を除く。）。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	インデックス		
	付箋紙 〔カラー付箋紙、カラー付箋紙（ハーフサイズ）、カラー付箋紙（ミニサイズ）、カラー付箋紙ノート〕		
付箋フィルム			
その他	黒板拭き〔黒板消し〕		
	ホワイトボード用イレーザー 〔ホワイトボード用イレーザー〕		
	額縁		

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

用途	対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：文具類」も参照すること	判断基準となるラベル等
	テープ印字機等用カセット	● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② 次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分（リボンを含む。）を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返し使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率（使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジの重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。）が製品全体の重量（インクを除く。）の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
	テープ印字機等用テープ	● 次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ② テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。	
	ごみ箱	● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の 35%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断基準を満たすこと。	
	リサイクルボックス		
	缶・ボトルつぶし機（手動）		
	名札（机上用、衣服取付型・首下げ型）〔名札ホルダー〕		
	鍵かけ（フック含む）		
	チョーク	● 再生材料が 10%以上使用されていること。	
	グラウンド用白線	● 再生材料が 70%以上使用されていること。	
	梱包用バンド	● 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100%であること。 ● 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の 25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。	
府独自	★〔セロハンテープ〕	● 粘着材に、揮発性有機化合物を使用していないこと。 ● 巻芯に古紙パルプ配合率 90%以上の再生紙を使用していること。	
	★〔メンディングテープ〕	● 粘着材に、揮発性有機化合物を使用していないこと。 ● 紙箱に、古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用していること。	
	★〔ビニールひも〕	● 焼却時に、製品からダイオキシンを発生せず、他のごみからのダイオキシン発生の抑制効果があること。	
	★〔保存袋〕	● 古紙パルプ配合率が 30%以上であること。	

分野4 オフィス家具等

数値目標：〔適合率〕100%（台数）

＜判断基準＞

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：オフィス家具等」も参照すること	判断基準となるラベル等
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード※ ※黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう 個室ブース ディスプレイスタンド	○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又は⑥の要件を満たすこと。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は④イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタンドにあつては、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。 イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 イ. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³h以下又はこれと同等のものであること。 ④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆JOIFA グリーンマーク製品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。  （参考） 一般社団法人 日本オフィス家具協会（JOIFA）

分野5 画像機器等

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%
（台数（コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ）・個数（カートリッジ等））

＜判断基準＞

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：画像機器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	＜共通事項＞ ○基準値1は、次の①から⑤の要件を、基準値2は、次の②から⑤の要件をそれぞれ満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。 ③次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機（以下「コピー機等」という。）であること。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑤使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ＜個別事項＞ ①コピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機（リユースに配慮したコピー機又は拡張性のあるデジタルコピー機を含む。） ア. モノクロコピー機又は拡張性のあるモノクロデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーコピー機又は拡張性のあるカラーデジタルコピー機（大判機を除く。）にあっては、表1-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判コピー機又は拡張性のある大判デジタルコピー機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ②複合機（インクジェット方式を除く。） ア. モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-1、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表2-2、表3及び表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. 大判複合機にあっては、表5に示された区分ごとの基準を満たすこと。 エ. リユースに配慮したモノクロ複合機又は業務用モノクロ複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 オ. リユースに配慮したカラー複合機又は業務用カラー複合機（大判機を除く。）にあっては、表6-2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カ. リユースに配慮した大判複合機にあっては、表1-3に示された区分ごとの基準を満たすこと。	◆エコマーク認定品は基準値2適合品です。  ◆国際エネルギースタープログラムの画像機器（Ver.3.0）適合機種は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 ※コピー機、拡張性のあるコピー機、リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0を適用。 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：画像機器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
	※「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。 ※ 判断基準＜共通事項＞①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン（令和5年5月）」等に整合して算定したものとす。	
プリンタ プリンタ複合機	○次の①から⑦の要件を満たすこと、又は⑧の要件を満たすこと。 ①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあつては、次の基準を満たすこと。 ア. モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 1-1、表 2 及び表 3-1 に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあつては、表 1-2、表 2 及び表 3-2 に示された区分ごとの基準。 イ. カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあつては、表 2、表 3-1 及び表 4-1 に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあつては、表 2、表 3-2 及び表 4-2 に示された区分ごとの基準。 ウ. インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあつては、表 5-1 に示された区分ごとの基準。インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタ複合機にあつては、表 5-2 に示された区分ごとの基準。 エ. 業務用モノクロプリンタにあつては、表 6-1 に示された区分ごとの基準。業務用モノクロプリンタ複合機にあつては、表 6-2 に示された基準。 オ. 業務用カラープリンタにあつては、表 6-3 に示された区分ごとの基準。業務用カラープリンタ複合機にあつては、表 6-4 に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタにあつては、表 7-1 に示された区分ごとの基準、大判プリンタ複合機にあつては、表 7-2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ⑤少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ⑥ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が 5g 以上使用されていること。 ⑦ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品がプラスチック重量の 1%以上使用されていること。 ⑧エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆国際エネルギースタープログラムの画像機器（Ver.3.0）適合機種は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 ※ファクシミリは、Ver.2.0を適用。 
ファクシミリ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. モノクロファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 イ. カラーファクシミリ（インクジェット方式を除く。）にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ウ. インクジェット方式のファクシミリにあつては、表 3 に示された基準を満たすこと。 エ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 オ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
スキャナ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 表 1 に示された基準を満たすこと。 イ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ウ. 少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：画像機器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
プロジェクト	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 製品本体の重量が備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 イ. 消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ウ. 待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 カ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
トナーカートリッジ ※対象は、新品（純正メーカー品）及び再生品（リユース品）。 ※トナー容器単体で構成される製品は対象外としているが、調達時にプリンタ本体機器に装着されている場合は対象。 ※インク容器単体で構成される製品はインクカートリッジには対象外。	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の50%以上であること。 ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量（トナーを除く。）の95%以上であること。 エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. トナーの化学安全性が確認されていること。 カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ. 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。（インクカートリッジ） 
インクカートリッジ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の25%以上であること。 ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量（インクを除く。）の95%以上であること。 エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. インクの化学安全性が確認されていること。 カ. 使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	

分野6 電子計算機等

数値目標：〔適合率〕100%（台数（電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ）・個数（記録用メディア））

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：電子計算機等」も参照すること	判断基準となるラベル等
電子計算機 ※タブレット PC は対象外。	①サーバ型電子計算機にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 表2に示されたエネルギー消費効率が区分ごとの算定式により算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考5イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ウ. ワークステーションの場合は、備考6アの算定式により算定した加重消費電力が備考6イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。 エ. シンクライアントの場合は、備考5アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆クライアント型電子計算機については、国際エネルギースタープログラムのコンピュータ Ver.7.0 以上に適合する機種は、電子計算機の消費電力に係る判断基準を満たしています。  ◆サーバ型電子計算機については、省エネラベルの緑色マークの製品は、消費電力に係る判断基準を満たしています。  ◆クライアント型電子計算機については、省エネラベルの緑色マークの製品及びオレンジ色マークの製品のうち、省エネ基準達成率が85%以上の製品は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：電子計算機等」も参照すること	判断基準となるラベル等
磁気ディスク装置	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。	◆省エネラベルの緑色マークの製品は、適合品です。 
ディスプレイ	①コンピュータモニタにあつては、備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。 ②サインージディスプレイにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 備考6アの算定式に示した最大オンモード消費電力の要件を満たすこと。 イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下であること。 ③オフモード消費電力が0.5W以下であること。 ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることを。 ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆国際エネルギースタープログラム基準適合機種は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 
記録用メディア ※ CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REを対象とする。	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ※判断基準はケースに適用 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあつては、古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	◆エコマーク認定品は適合品です。 

分野7 オフィス機器等

数値目標：〔適合率〕100%（台数（シュレッダー、デジタル印刷機）・個数（掛時計、電子式卓上計算機、電池））

＜判断基準＞

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：オフィス機器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
シュレッダー	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 待機時消費電力が、1.5W 以下であること。 イ. 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に 10 分以下に設定されていること。 ウ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ※特定の化学物質は備考2に記載された化学物質をいう。 ※特定の化学物質の含有率基準値は、備考3で定める基準値とする。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
デジタル印刷機	①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙が本調達方針に示した品目に該当する場合は、本調達方針適合品を使用することが可能であること。	
掛時計	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。	
電子式卓上計算機 （電卓）	①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	◆エコマーク認定品は判断基準①を満たしています。 
一次電池又は小形充電式電池 〔アルカリ乾電池〕	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②小形充電式電池（二次電池）であること。	◆JIS マーク製品のアルカリ電池以上の性能をもつ製品は適合品です。

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：オフィス機器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
	【配慮事項】 ★一次電池と比して環境への負荷がより小さい小形充電式電池の調達に努めること。	

分野8 移動電話等

数値目標：〔適合率〕100%（台数）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：移動電話等」も参照すること	判断基準となるラベル等
携帯電話 PHS スマートフォン	○次の①から⑩の要件を満たすこと、又は⑩の要件を満たすこと。 ①携帯電話又は PHS にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ②スマートフォンにあつては、製品出荷時に搭載されたオペレーティングシステムの更新（セキュリティ、修正、機能）が可能であること。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ⑤回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑥バッテリーの初期容量の残容量 80%を満たす充電サイクル数が、携帯電話にあつては 500 サイクル以上、スマートフォンにあつては 800 サイクル以上であること。 ⑦バッテリーの長寿命化機能を搭載していること。 ⑧バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後 6 年以上保有）。 ⑨特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑩製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、当該情報がウ	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆モバイル・リサイクル・ネットワークの会員企業は判断基準③を満たしています。  モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルに力を。 （参考） 一般社団法人電気通信事業者協会

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

	エブサイト等で容易に確認できること。 ⑩エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
--	--	--

分野9 家電製品

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%（台数）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：家電製品」も参照すること	判断基準となるラベル等
電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。 ②電気冷凍庫にあっては、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 基準値1は、基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値。 イ. 基準値2は、基準エネルギー消費効率の数値。 ③冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	◆統一省エネラベル※の省エネ基準達成率を確認ください。 ◆ノンフロンマーク貼付品は、フロン類が使用されていません。  明日のために、ノンフロン。
テレビジョン受信機	①液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと。 ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値 イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。 ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆統一省エネラベルの省エネ基準達成率を確認ください。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：家電製品」も参照すること	判断基準となるラベル等
電気便座	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。	◆統一省エネラベルの年間消費電力量（kWh/年）を確認ください。
電子レンジ	①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。 ②待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	◆省エネラベルの緑色マークの製品は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 

※統一省エネラベル（参考：「[2022年省エネラベルガイドブック](#)（経済産業省資源エネルギー庁）」

「電気冷蔵庫」、「電気冷凍庫」、「電気便座」については、新ラベルによる表示を行っています。

新ラベルについては、省エネ基準達成率の数値を確認してください。

（「エアコン」、「照明器具」、「テレビ」、「ガス温水機器（ガス瞬間湯沸器、ガスふろがま）」、
「石油温水機器（給湯用、給湯・浴用）」、「電気温水機器（ヒートポンプ式給湯機）」も新ラベルの対象）



旧ラベル



新ラベル

分野 10 エアコンディショナー等

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%（台数）

＜判断基準＞

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：エアコンディショナー等」も参照すること	判断基準となるラベル等
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー	①家庭用エアコンディショナーにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ②業務用エアコンディショナーにあつては、基準値1はアの要件を、基準値2はイの要件を満たすこと。ただし、ビル用マルチエアコンディショナーについては、アの要件を満たすこと又はイの要件及び③の要件を満たすことで基準値1の要件とする。 ア. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。 イ. エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	◆家庭用エアコンについては、統一省エネラベルのエネルギー消費効率が参考となります。 
ガスヒートポンプ式冷暖房機	①期間成績係数が1.07以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	◆JIS 規格適合機種のうち、APFp（期間成績係数）1.07以上の製品は適合品です。 
ストーブ ※基本方針の備考1に掲げる型式のものを除く。	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガスストーブにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②石油ストーブにあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 【配慮事項】 ★電気ストーブは暖房効率が低いため、原則として調達しない（やむを得ず調達する場合も、局所的な暖房手段として必要な場合に必要最小限の規模とする。）。	◆省エネラベルの緑色マークの製品は適合品です。 

分野 11 温水器等

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%（台数）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：温水器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
ヒートポンプ式電気給湯器	①家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、表2に示された加熱能力に対応した年間加熱効率を下回らないこと。 ③冷媒にフロン類が使用されていないこと。	◆省エネラベルの緑色マークの製品は、消費電力に係る判断基準を満たしています。 
ガス温水機器	①電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機にあっては、年間給湯効率が108%以上であること。 ②ガス瞬間湯沸器のうち、自然通気式のものにあっては、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の数値を下回らないこと。 ③ガス瞬間湯沸器のうち、強制通気式のものにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に97/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ④ガスふろがまにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値2の算定式に94/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。 ⑤ガス暖房機器にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、潜熱回収型ガス温水機器であって、エネルギー消費効率が表に示された基準エネルギー消費効率の基準値1の数値を下回らないこと。 イ. 基準値2は、エネルギー消費効率が表の基準値2に示された基準エネルギー消費効率に92/100を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値を下回らないこと。	◆省エネラベルの緑色マークの製品は適合品です。 （ガス温水機器、石油温水機器は基準値2適合品） 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：温水器等」も参照すること	判断基準となるラベル等
石油温水機器	①基準値1は、潜熱回収型石油温水機器であること。 ②基準値2は、エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した数値を下回らないこと。 ア. 給湯用のもののうち、瞬間形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に 98/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 イ. 給湯用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に 95/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。 ウ. 暖房用のもののうち、貯湯式急速加熱形のものにあつては、基準エネルギー消費効率に 98/100 を乗じて小数点第2位以下を切り捨てた数値。	
ガス調理機器	①こんろ部にあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ②グリル部にあつては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③オープン部にあつては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。	

分野 12 照明

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%（金額）

＜判断基準＞

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：照明」も参照すること	判断基準となるラベル等
LED 照明器具 ※つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯が対象 ※卓上スタンドは対象外	①投光器及び防犯灯を除くLED 照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、固有エネルギー消費効率が表 1-1 に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率が表 1-2 に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が表 2 に示された基準を満たすこと。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 ③LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	
LED を光源とした内照式表示灯	①定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。	
電球形 LED ランプ ※一般照明用の電球形状のランプのみが対象。	★LED ランプへの置き換えができない場合を除いて LED ランプに置き換えること。 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 口金の種類が E26、E17 又は GX53 の場合は、表 1 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表 2 に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が 50lm/W 以上であること。 ウ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。 エ. 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆電球形 LED ランプについて、エコマーク認定品は適合品です。 

<配慮事項>

- ★ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン（大阪府地球温暖化対策実行計画事務事業編）において、「照明器具の新設・更新時は LED 化することを原則とし、2030 年までにすべての照明の LED 化をめざす。」とされていることから、照明器具交換時には原則として LED 照明器具を導入するほか、照明器具故障前であっても計画的に LED 照明器具に交換するよう努めること。

分野 13 自動車等

数値目標（自動車）：〔適合率〕 電動車 100%（台数）、ゼロエミッション車 50%（台数）

数値目標（タイヤ）：〔基準値1〕100%（本数）

数値目標（エンジンオイル）：〔適合率〕 100%（体積）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：自動車等」も参照すること	判断基準となるラベル等
自動車	★「大阪府ゼロエミッション車等導入指針」に基づく自動車であること。 ★購入及びリース契約に係る競争入札の際は、「大阪府自動車の調達に係る契約方針」に基づき実施すること。 ※対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車を除く。）とする。 ただし、乗用車（軽自動車を含む）以外の自動車及び短期間のレンタル契約により借り入れる自動車については、数値目標の対象としない。	◆「大阪府ゼロエミッション車等導入指針」 ※「大阪府自動車の調達に係る契約方針」については、別添に記載あり。
乗用車用タイヤ ※市販用タイヤが対象。 ※新車等の購入時に装着されているものは対象外。	①次の要件を満たすこと。 ア.基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ.基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ②スパイクタイヤでないこと。	◆低燃費タイヤ統一マークが貼付された製品のうち、AAA、AAは基準値1、Aは基準値2適合品です。 
2サイクルエンジン油 ※2サイクルエンジンは、陸用ではモーターバイク、芝刈り機、刈り払い機などに、水上では船外機などに使用されている。	①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/L以上であること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
★自動車用ガソリン ※府域全域において供給可能なスタンド事業者が少ないことから、府域全体にわたる調達契約については対象としないが、利用時には、可能な限り積極的な利用に努めることとする。	○「揮発油の品質等の確保等に関する法律」に定める揮発油であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①バイオエタノールを直接混合しており、その混合率が容量比2.5%以上であるもの。 ②バイオエタノールを原料として製造したETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）を混合しており、その混合率が容量比1%以上であるもの。 【配慮事項】 ○バイオエタノールの混合率が高いほど、地球温暖化対策効果が高いことから、混合率がより高いものを調達すること。 ※調達契約又は利用にあたって、必要以上のガソリンを消費することで地球温暖化対策効果が相殺又は逆効果となるような場合には対象としない。	

分野 14 消火器

数値目標：〔適合率〕 100%（本数）

＜判断基準＞

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：消火器」も参照すること	判断基準となるラベル等
消火器 ※粉末 ABC 消火器が対象。 （A：普通火災、B：油火災、 C：電気火災）	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア．消火薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。 イ．製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 

分野 15 制服・作業服等

数値目標：〔適合率〕 100%（金額）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：制服・作業服」も参照すること	判断基準となるラベル等
制服 作業服	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆エコ・ユニフォームマーク貼付品は適合品です。  ◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。 
帽子	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バ	

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：制服・作業服」も参照すること	判断基準となるラベル等
	イオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
靴	○甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ③植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。 

分野 16 インテリア・寝装寝具

数値目標：〔2段階基準あり・基準値1〕100%〔2段階基準なし・適合率〕100%（金額）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：インテリア・寝装寝具」も参照すること	判断基準となるラベル等
カーテン 布製ブラインド	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 （タイルカーペットは基準値2適合品）  ◆大阪府認定リサイクル製品あり。（タイルカーペット） 
金属製ブラインド	○日射反射率が表に示された数値以上であること。	◆フレームマーク製品は適合品です。
タイルカーペット	○基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上使用されていること。 ※「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。 ※判断基準①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）及び経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン（令和5年5月）」等に整合して算定したものである。	 ◆衛生マットレスマーク製品は適合品です。 
ニードルパンチカーペット	○ニードルパンチカーペットにあつては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあつては①の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上使用さ	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：インテリア・寝装寝具」も参照すること	判断基準となるラベル等
タフテッドカーペット 織じゅうたん	れていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成繊維又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。 
毛布	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。	◆JIS マークのあるベッドフレームは、ホルムアルデヒド放散速度の基準を満たしています。 
ふとん	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ウ. 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ②使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で 80%以上使用されていること。	
ベッドフレーム	○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと、又は④の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②ア、イ及びウ、紙が含まれる場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。 ②次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応じ、ア、イ及びウの要件を満たすこと。 ア. 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：インテリア・寝装寝具」も参照すること	判断基準となるラベル等
	イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m³ h 以下又はこれと同等のものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ④エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
マットレス	①詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 イ. 再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ウ. 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ②フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は 75ppm 以下であること。 ④ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。	

分野 17 作業手袋

数値目標：〔適合率〕 100%（金額）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：作業手袋」も参照すること	判断基準となるラベル等
作業手袋	○主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 

分野 18 その他繊維製品

数値目標：〔適合率〕 100%（金額）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：その他繊維製品」も参照すること	判断基準となるラベル等
集会用テント	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。 
ブルーシート	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。	
防球ネット	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ④再生ポリエチレン繊維が、繊維部分全体重量比で 50%以上使用されていること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：その他繊維製品」も参照すること	判断基準となるラベル等
旗 のぼり 幕	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。 
モップ	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。	

分野 19 設備

数値目標：〔2 段階基準あり・基準値 1〕100%〔2 段階基準なし・適合率〕100%（基本方針に掲げる数量）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：設備」も参照すること	判断基準となるラベル等
太陽光発電システム （公共・産業用） ※対象は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステム。	①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表 1 に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表 2 に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び 2 分の 1 負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが 3 年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表 3 に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。	
太陽熱利用システム （公共・産業用）	①日集熱効率が、次の要件を満たすこと。 ア. 基準値 1 は、表 1 の基準値 1 の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 イ. 基準値 2 は、表 1 の基準値 2 の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 ②集熱器及び周辺機器について、表 2 に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。	◆エコマーク認定品のうち、液体/空気集熱式集熱器を有するものは、適合品です。  ◆JIS マーク製品は日集熱効率の基準を満たしています。 
燃料電池	○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。	（参考） <u>燃料電池実用化推進協議会</u>
エネルギー管理システム	○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。	<u>エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について</u> <u>（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）</u>

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：設備」も参照すること	判断基準となるラベル等
生ごみ処理機	○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ごみの減容及び減量等を行う機器であること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
節水器具	<共通事項> ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 <個別事項> ①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ. 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。 ③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 流量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
給水栓	①節水コマ内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。 ②定流量弁内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：設備」も参照すること	判断基準となるラベル等
	イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 電気を使用しないこと。 ③泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5L/分以上の吐水流量であること。 ウ. 電気を使用しないこと。 ④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。 イ. 次の性能を有していること。 (設定時間－実時間)/設定時間 ≤0.05 ⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 次の性能を有していること。 (設定吐水量－実吐水量)/設定吐水量 ≤0.2 イ. 電気を使用しないこと。 ⑥自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2 秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2 秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。 ⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。 イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。 ⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。 イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N 以上であること。 ⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。 イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。 ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。	
日射調整フィルム 低放射フィルム	①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 遮蔽係数は 0.7 未満、かつ、可視光線透過率は 10%以上であること。 イ. 熱貫流率 5.9W/(㎡・K)未満であること。	◆日本ウインドウ・フィルム 工業会「エコラベル」貼 付品は適合品です。 

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：設備」も参照すること	判断基準となるラベル等
	②低放射フィルムにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 可視光線透過率は60%以上であること。 イ. 熱貫流率は4.8W/(㎡・K)以下であること。 ③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。	
テレワーク用ライセンス	○インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。	
Web 会議システム	①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 ②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。	

分野 20 災害備蓄用品

数値目標：〔2 段階基準あり・基準値 1〕100%〔2 段階基準なし・適合率〕100%（金額）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：災害備蓄用品」も参照すること	判断基準となるラベル等
災害備蓄用飲料水	①次の要件を満たすこと。 ア. 基準値 1 は、賞味期限が 10 年以上であること。 イ. 基準値 2 は、賞味期限が 5 年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
アルファ化米 保存パン 乾パン	①賞味期限が 5 年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
レトルト食品等	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 賞味期限が 5 年以上であること。 イ. 賞味期限が 3 年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
栄養調整食品 フリーズドライ食品	①賞味期限が 3 年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
毛布	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は再生 PET 配合率 25%以上の判断基準を満たしています。
作業手袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ③未利用繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：災害備蓄用品」も参照すること	判断基準となるラベル等
	④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	
テント	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③再生 PET 樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆PET ボトルリサイクル推奨マーク製品は再生 PET 配合率25%以上の判断基準を満たしています。 
ブルーシート	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。	
備蓄用作業服	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、再生プラスチックを原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。 
一次電池 ※対象は、単1～4形。	①一次電池にあつては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ②使用推奨期限が5年以上の製品仕様であること。	◆JIS マーク製品は判断基準①を満たしています。 
非常用携帯燃料	①品質保証期限が5年以上であること。 ②名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
携帯発電機 ※対象は、発電機の定格出力が3kVA以下の発電機。	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあつては、排出ガスが表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあつては、排出ガスが表2に示された基準値以下であること。	

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：災害備蓄用品」も参照すること	判断基準となるラベル等
	②騒音レベルが 98 デシベル以下であること。 ③連続運転可能時間が 3 時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあつては 1 時間以上であること。	
非常用携帯電源	①電気容量が 100Wh 以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が 5 年以上であること。	

分野 21 公共工事

分野 22 役務

大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）・大阪府グリーン調達方針（Ⅲ 役務編）をそれぞれ参照してください。

分野 23 ごみ袋等

数値目標：〔適合率〕100%（金額）

<判断基準>

対象品目	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：ごみ袋等」も参照すること	判断基準となるラベル等
プラスチック製ごみ袋	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア．バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ．再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ．上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ．プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	◆エコマーク認定品は適合品です。  ◆バイオマスマーク（日本有機資源協会）の認定取得品のうち、プラスチック製であって、バイオベース合成ポリマー含有率（25%以上）の基準を満たす製品は原料配合率の基準を満たしています。  ◆日本バイオプラスチックマーク協会が運営するバイオマスプラ識別表示制度により、バイオマスプラマーク（25%以上）を取得している製品は原料配合率の基準を満たしています。 